

## 一般社団法人乳幼児子育てサポート協会会員規約

2016年11月22日改訂

### 第一条（趣旨）

一般社団法人乳幼児子育てサポート協会（以下当協会とする）に会員として加入する者は、本規約に定める加入者となるための条件を受諾し、その資格の認定を受けた上当協会の許諾の元、その表象である当協会の同一・統一的イメージのもとに当協会の提唱する趣旨に即した活動をする。

### 第二条（会員資格）

① 会員とは、当協会認定の各インストラクター講座を受講し、各認定試験に合格した者以上の資格を有する者とする。ただし、資格取得講座を開発するために入会したものは、これに準じない。

② 会員とは資格を取得の上、年会費 12,000 円（外税）を支払った者とする。

### 第三条（独立の事業者）

① 加入者は当協会とは別個独立の事業主であり、当協会の代理人・使用人ではなく、且つ当協会の為に法律行為、商行為その他の行為を行う何らかの権限や地位を持つかのような表示を行い、また、そのように行動してはならない。

② 加入者の活動・事業所運営はすべて加入者の独自の判断と責任において従業員の雇用、営業活動を行う。

### 第四条（加入資格）

① 加入者は当協会の加入にあたっては、下記事項を備えなければならない。

（1） 当協会の定める講座受講を完了し、認定試験合格を前提とする。

（2） 認定試験は、入会申込書を記入してから半年以内に受験すること。

（3） 妊娠・親の介護・受講者の入院・受講者の家族の入院など、当協会が認める特殊な事情がある場合には、認定試験の受験を一年以内に伸ばすことができる。

（4） 認定試験合格後、一年以上、開業しない場合は、開業の際、再度認定試験を受験すること。その際、一時間あたり 3,500 円（外税）で、補講を受講することができる。

② 当協会への加入は原則として個人としての加入とし、法人が加入しようとする場合には当協会に文書による承諾を必要とし、本規約のほか、別に定める特約に従うものとする。

③ 加入者のうち各インストラクターの認定を受けたものは、当協会認定教室・認定インストラクターを名乗り、各教室を開催することが出来る。

④ 加入者は当協会の主催するオプション講座、スキルアップ講座、セミナー等へ各々が定めた割引価格で参加することが出来る。

⑤ 加入者は当協会が発信する各種の情報提供を受けることが出来る。

⑥ 加入者は当協会事務局が販売するテキスト、およびその他を当協会が定めた割引価格で

購入することが出来る。

- ⑦ 加入者は、当協会の会員としての活動と明確に分離しない態様で、当協会が許可していない講座の開講や商品販売を行ってはならない。
- ⑧ 加入者は、いかなる内容であれ、当協会の名誉を損なうような行為を行ってはならない。
- ⑨ 加入者が、オリジナルのテキストを作成し教室を開講する際には、協会代表にテキストを提出・使用許可を得なければならない。
- ⑩ 加入者は、当協会の会員でなくなったあとに、上記に掲げる行為の一切を行ってはならない。
- ⑪ 当協会で作成発行した著作物の著作権は当協会に全て所属する。

#### 第五条（法令の遵守）

- ① 加入者は、あたかも当協会またはその会員としての活動に関連があるように表示して、一切の商行為を行ってはならず、また、当協会の会員としての活動以外の商行為を行う際には、特定商取引法その他の関連法規を遵守する。
- ② 加入者は、当協会またはその会員としての活動以外の商行為をして、連鎖販売取引事業を行う場合、当確事業の勧誘において当協会の会員としての活動と関連があるように表示（不実の告知）してはならない。

#### 第六条（更新について）

- ① 加入者の加入期間は、資格取得後1年とする。
- ② 加入者は当協会の定める更新条件を満たしている加入期満了時前に、当協会への更新の申し込みをすることによって、加入資格の更新をすることが出来る。
- ③ 加入者が加入期間満了時に更新申し込みをしない場合、または年会費を支払わない場合には、退会したものとみなす。

#### 第七条（退会）

退会の際には当協会 退会時における誓約書に署名・押印する事とする。

#### 第八条（除名）

加入者が本規約の定め反する行為を行った場合、および当協会との信頼関係を失う行為を行った場合には、サポート協会は加入者を除名することが出来るものとする。この場合、加入者は当該除名処分について一切の意義を申し立てない。

#### 第九条（損害賠償）

加入者が凶器の定め反した行為を行った場合、加入者は当協会が被った一切の損害を賠償する義務を負う。

私は貴会に加入し、加入者として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。

私が上記規約を遵守しなかった場合、加入資格を取り消されることについて了承するとともに、貴会からの損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

一般社団法人乳幼児子育てサポート協会御中

平成 年 月 日

住所 〒

氏名 印